

○老人福祉法に基づく変更届

根拠法令：老人福祉法第15条の2第2項
老人福祉法施行規則第4条

対象施設：養護老人ホーム・特別養護老人ホーム

届出時期：あらかじめ届出が必要

届出項目		届出様式	添付書類	事前協議要否
1	施設の名称及び所在地	養護老人ホーム事業変更届 特別養護老人ホーム事業変更届	・運営規定	要
2	土地又は建物に係る権利関係		・権利関係に係る契約書等 ・登記簿謄本等	-
3	建物の規模及び構造並びに設備の概要		・平面図	要
4	施設の運営の方針		・運営規定	要
5	職員の定数及び職務の内容		・運営規定	-
6	事業開始の予定年月日		-	要